平成２１年（フ）第３１９号
山形市飯田３丁目９番18号　ヒルトップ桜田１－Ｅ号、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字箕和田1136番地193　町営柏原住宅12号
債務者　白田　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２３号
山形県東村山郡山辺町近江１番地２
債務者　渡辺　英子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２５号
山形市大字船町55番地
債務者　海谷ミキ子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２１号
愛知県豊田市市木町４丁目13番地９　シバタハイツＶ２号
債務者　桂　　隆弘
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
愛知県豊田市平戸橋町永和14番地１　マリオット103号
債務者　吉川　康之
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
栃木県那須塩原市豊浦17番地65
債務者　人見　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産終結

平成１５年（フ）第６号
福岡県田川市宮尾町７番44号
破産者　木邊　恭男
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
福岡地方裁判所田川支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１１２号
広島市東区上温品１丁目10番８号
破産者　鳥越　勝司
1　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
2　一般調査期日　平成21年12月７日午後２時
平成21年９月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５号
大阪府枚方市東山２丁目45番地　７―201、開始決定時の住所大阪府枚方市南船橋２丁目10番11号
破産者　増田製作所こと　増田　　正
1　破産債権の届出期間　平成21年10月15日まで
2　一般調査期日　平成21年11月19日午後４時
平成21年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２２号
札幌市西区発寒10条２丁目10番21号
破産者　株式会社アートクリエイト
1　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
2　一般調査期日　平成21年11月24日午後３時30分
平成21年９月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９０号
大阪府吹田市江坂町４丁目18番１号　緑地公園グランドコーポ407号、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西２丁目17番12号
破産者　原田　利一
1　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
2　一般調査期日　平成21年11月16日午後３時30分
平成21年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４７２号
大阪市住吉区長峡町６―７　住吉公園パインクレスト604、開始決定時の住所大阪市住吉区万代６丁目８番21号
破産者　桑原　富夫
1　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
2　一般調査期日　平成21年11月19日午後３時30分
平成21年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２４９号
山口市小郡維新町２―５―905、住民票上の住所山口県宇部市大字小野9588番地１
破産者　松田　清美
1　破産債権の届出期間　平成21年10月23日まで
2　一般調査期日　平成21年11月27日午後２時20分
平成21年９月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
堺市西区菱木２丁2117番地８、前住所大阪市浪速区大国３丁目９番22―102号
破産者　堀辺　丈尋
1　破産債権の届出期間　平成21年10月28日まで
2　一般調査期日　平成21年11月30日午後３時
平成21年９月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２０２２号
大阪府松原市三宅中５丁目４番11号
破産者　嶋田　明実
1　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月３日午前11時
平成21年９月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
堺市西区上野芝町５丁４番20号、前住所大阪府和泉市幸３丁目２番３号
破産者　朽木　朋之
1　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月３日午前11時
平成21年９月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
大阪府松原市別所５丁目６番27号、前住所大阪府松原市柴垣１丁目11番３号
破産者　髙木　喜一
1　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月７日午前11時30分
平成21年９月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
さいたま市桜区西堀８丁目23番７―103号、破産手続開始時の住所さいたま市桜区町谷２丁目５番13号
破産者　小島　文夫
1　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
2　一般調査期日　平成21年12月14日午後４時30分
平成21年９月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第５６０号
静岡県浜松市南区新橋町330番地の10、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市南区若林町147番地の１
破産者　城取　幸司
1　破産債権の届出期間　平成21年11月10日まで
2　一般調査期日　平成21年12月１日午後２時
平成21年９月15日
静岡地方裁判所浜松支部破産係